

## 1 概要

- (1) 殉職者特別賞じゆつ金を付与することができる場合については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）第5条の2第1項において、「警察職員が上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられることが予断できるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害を受けた結果死亡し、第2条第2項に該当して警察勲功章を授与された場合」と規定されている。
- (2) 今回の東日本大震災において、住民の避難誘導等の活動中に津波により被災して殉職した警察官等上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、災害により殉職した警察職員に対し、殉職者特別賞じゆつ金を付与することができるよう規則第5条の2第1項について所要の改正を行うもの。

## 2 改正点

規則第5条の2第1項中、

「危害を加えられることが予断できるにかかわらず」を

「危害を加えられ又は災害を被ることが予断できるにかかわらず」に、

「その職務を遂行したことに基づいて危害を受けた結果」を

「その職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果」に、

それぞれ改正するもの。

## 3 施行日等

公布の日から施行する。

改正後の規則第5条の2の規定は、平成23年3月11日以後に生じた事案に係る殉職者特別賞じゆつ金について適用する。

1 来日日程

(1) 温家宝中華人民共和国国務院総理

月 日	時 間	日 程 概 要
5月21日(土)	午後0時00分頃 (調整中)	本国から 宮城県、福島県日程 東京到着 都内(迎賓館)日程
		【仙台空港】 【被災地・避難所視察等】 【福島県から(新幹線)】 【総理大臣主催夕食会等】
5月22日(日)	午前9時30分~午前11時30分 午後0時30分~午後2時00分 (調整中)	都内(迎賓館)日程 都内(経団連会館)日程 本国へ
		【第4回日中韓サミット】 【共同記者会見】 【日中韓ビジネスサミット出席者との昼食会】 【東京国際空港(羽田空港)】

(2) 李明博大韓民国大統領

月 日	時 間	日 程 概 要
5月21日(土)	午前11時30分頃 (調整中)	本国から 宮城県、福島県日程 東京到着 都内(迎賓館)日程
		【仙台空港】 【被災地・避難所視察等】 【福島県から(新幹線)】 【総理大臣主催夕食会等】
5月22日(日)	午前9時30分~午前11時30分 午後0時30分~午後2時00分 (調整中)	都内(迎賓館)日程 都内(経団連会館)日程 本国へ
		【第4回日中韓サミット】 【共同記者会見】 【日中韓ビジネスサミット出席者との昼食会】 【東京国際空港(羽田空港)】

2 協議内容

外務大臣が国家公安委員会に対し、「国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律」(昭和63年法律第90号)第4条第2項において準用する同法第3条第3項の規定に基づき協議してきた内容は次のとおり。【指定地域1~7】

番号	指 定 地 域	管轄警察
1	東京国際空港(羽田空港)周辺地域	5月22日(日)午後0時00分から 同 日 午後7時00分まで
2	帝国ホテル周辺地域	5月21日(土)午後4時00分から 5月22日(日)午後6時00分まで
3	ホテルニューオータニ周辺地域	5月21日(土)午後4時00分から 5月22日(日)午後6時00分まで
4	迎賓館周辺地域	5月21日(土)午後5時00分から 同 日 午後11時00分まで
		5月22日(日)午前6時00分から 同 日 午後5時00分まで
5	経団連会館周辺地域	5月22日(日)午前10時00分から 同 日 午後3時00分まで
6	東京駅周辺地域	5月21日(土)午後4時00分から 同 日 午後8時00分まで
7	駐仙台大韓民国総領事館周辺地域	5月21日(土)午前11時00分から
		同 日 午後3時00分まで

3 協議に関する意見

第4回日中韓サミット開催等をめぐる諸情勢を勘案し、上記協議については異議のない旨回答することが適当。

4 官報告示予定

平成23年5月20日(金)

## 第1 趣旨

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成18年5月24日施行）附則第41条の規定に基づき、同法の施行状況を検討するもの。

## 第2 施行状況

### 1 留置施設の管理運営に関すること

#### (1) 代替収容・刑事施設への移送

- 警察逮捕の被疑者のほとんど（99.0%）が、留置施設に勾留。
- 刑事施設との協議等によって、早期移送を推進。
- 捜査と留置の分離に係る各種措置は、おおむね適切に実施。

#### (2) 実地監査・巡察

実地監査は毎年度全ての留置施設について、巡察は大半の留置施設（全体の87.4%）について実施。

→ 巡察の実施方法の確立のため、国家公安委員会規則等が制定。

#### (3) 留置施設視察委員会

各界各層から委員を選任。1,547件の意見が提出され適切に対応。

### 2 被留置者の処遇に関すること

#### (1) 未決拘禁者としての地位への配慮

面会室の整備を推進するとともに、弁護士等面会は時間外も可能な限り対応。また、電話による連絡も9道県37警察署で試行。

→ 面会室の整備を継続するとともに、弁護士選任手続を簡素化するため、留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第6号）を改正した。

#### (2) 女性職員による女性被留置者の処遇

女性専用施設等の整備や女性留置担当官の配置拡大を推進。

→ 女性留置担当官の更なる配置拡大を図るよう指示。

#### (3) 反則行為に対する禁止措置

犯罪行為等に対して102件の措置を実施。

#### (4) 被留置者に対する医療上の措置

健康診断は月に2回、診療は被留置者一人当たり1.5回実施。

#### (5) 防声具使用・保護室の整備

防声具は年40件前後を使用。その一方で、保護室の整備を推進。

→ 引き続き、防声具の廃止を目指して、保護室の整備を推進。

#### (6) 不服申立て

1,764件の不服申立を受理。

公安委員会	警察庁における女性職員採用・登用	平成23年5月19日
説明資料No. 4	拡大計画の策定について	人 事 課

## 1 警察庁における女性職員の採用・登用の現状（別添1）

### (1) 採用の現状

- 警察庁におけるI種事務系（「行政・法律・経済」試験区分）職員は平成元年以降で43名採用
- 警察庁におけるI種事務系採用者のうち女性が占める割合は、着実に増加
- 平成23年度I種事務系採用者については、17名中5名（29.4%）が女性（過去最多）

### (2) 登用の現状

- 本庁課室長相当職（行(-)7級以上、公(-)8級以上）に女性職員を積極的に登用
- これまで女性職員の配置がなかったポストに積極的に登用

（例）警察庁交通安全企画官、児童ポルノ対策官（ともに本庁室長級）のほか、福島・栃木県警察本部警務部長、警視庁生活安全総務課長、神奈川県保土ヶ谷警察署長、京都府警察本部少年課長、栃木県警察本部組織犯罪対策第一課長等の第一線の幹部にも多数登用

## 2 警察庁における女性職員採用・登用拡大計画の策定（別添2、3）

### (1) 採用の拡大に関する目標

- 国家公務員試験からの採用者に占める女性の割合を平成27年度末までに30%程度
- 国家公務員I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合を30%程度

### (2) 登用の拡大に関する目標

- 本庁課室長相当職以上（行(-)7級以上、公(-)8級以上、研究職5級以上、指定職）の職員に占める女性の割合を平成27年度末までに、倍増【平成21年度：1.2%】
- 本庁課長補佐相当職以上（行(-)5級以上、公(-)6級以上、研究職4級以上、指定職）の職員に占める女性の割合を平成27年度末までに、倍増【平成21年度：1.6%】

### (3) その他新たに盛り込まれる事項

- 人事評価制度の活用等による能力・実績に基づく適材・適所の人事配置を徹底するなどして人材の活用を図ること
- 内部部局に限らず、各附属機関及び各地方機関についても「女性職員の採用・登用拡大担当者」を設置すること

## 1 条約の概要

監護権の侵害を伴う16歳未満の子の国境を越えた移動について、子を移動前の国に戻すための国際協力の仕組みを定めるもの

### 【締結国の主な責務】

- 子を連れ去られた者（申立人）が、子の所在する国に子の返還のための援助の申請をした場合、その国の中央当局は、子の所在の特定等の措置をとる。
- 申立人が子の所在する国の司法当局に子の返還命令の申立てをした場合において、当該司法当局が子を連れ去った者等に子の返還を命じたときは、中央当局は、子を移動前の国に返還するための措置をとる。ただし、子を危難にさらすことになるなどの事由がある場合、司法当局は、子の返還を拒否することができる。

## 2 これまでの経緯

- 昭和55年にハーグ国際私法会議において採択。昭和58年に発効。
  - ※ 本年1月現在、締結国は84か国（米国、カナダ、オーストラリア、全EU加盟国等）。G8諸国中で未締結であるのは日本とロシアのみ。
- 本年1月以降、副大臣会議（当庁からは次長出席）を7回開催し、関係省庁間で意見交換を実施。
- 5月19日の関係閣僚会議において、「条約実施に関する法律案作成の際の了解事項（案）」について了解。

## 3 条約締結により生じる警察の対応

中央当局（外務省となる予定）は、関係機関に対し、子の所在を特定するための行政情報（出入国記録、旅券情報、住民票等）の提供等必要な協力を求めることができることとされ、警察も、中央当局の要請があれば、その子について「行方不明者発見活動」を実施することがある。

## 4 今後の予定

5月20日 閣議において、条約締結に向けた準備を進めることについて了解される予定。

### 1 調査分析の趣旨

近年、出会い系サイトに起因する児童被害の事犯が減少する一方、コミュニティサイト（出会い系サイトを除く。以下同じ。）に起因する事犯が大幅に増加していることから、関連事業者や保護者等による被害防止対策に役立てるため、平成22年上半期の調査に引き続き、同年下半期の事犯の詳細を調査分析したもの。

### 2 調査分析の対象

平成22年下半年に検挙したコミュニティサイトに起因する児童被害の福祉事犯等811件（被疑者631人、被害児童638人）

※ 上半期730件（被疑者599人、被害児童601人）

### 3 調査分析の概要

#### (1) 被疑者の犯行動機等

- 犯行動機は、児童との性交目的(約7割)を含めて児童との接触目的が約9割。
- 当該サイトを選んだ理由は、児童との接触に関連した理由が約7割。
- 年齢、職業等プロフィールを詐称した事犯が約4割。

2頁  
第2-1  
第2-2

#### (2) 被疑者のミニメール利用状況

- サイト内のミニメールを利用した事犯が約6割。
- ミニメールから直接メールへ移行した事犯が約9割。
- サイトで隠語を使用していた事犯が約25%(上半期は約6%)。

7頁  
第2-10-1  
5頁  
第2-7  
第2-8-1  
6頁  
第2-9

#### (3) 被害児童に対する保護者等の指導状況

- サイト利用について保護者が「放任していた」が約4割(上半期は約6割)。
- サイト利用について学校から「教えてもらっていた」が約4割(上半期は約2割)。

13頁  
第3-9  
第3-10

#### (4) 被害児童のフィルタリング加入状況

- アクセス手段として携帯電話を使っていた事犯が約9割。
- フィルタリングに加入していなかった被害児童が9割以上(上半期も同様)。

11頁  
第3-5  
14頁  
第3-11

#### (5) EMA認定サイトに起因する事犯が約6割(上半期は約5割)。

15頁  
第3-13

### 4 今後の対策

- 実効性のあるゾーニングの促進
- ミニメールの監視体制拡充の促進
- フィルタリングの普及徹底
- EMAにおけるサイトの認定・監視機能の強化促進

※ EMA(略称エマ)…モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

【Content Evaluation and Monitoring Association】

青少年を違法・有害情報等から保護し、健全育成する観点から、サイトを認定・監視し、啓発教育を促進するための、有識者からなる第三者機関。平成20年4月設立。

## 1 モデル事業の目的と内容

平成20・21年度の2か年で実施された調査研究を踏まえ、4府県においてモデル事業として運転免許に係る新しい取消処分者講習を実施した。

モデル事業のカリキュラムは、間に30日の間隔を空けた2日で合計13時間の講習で、呼気検査、AUDIT（オーディット：アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト）、ディスカッション、ブリーフ・インターベンション（短時間のカウンセリング）を新たに導入し、間の30日間には日記形式による飲酒状況の記録を行った。

## 2 実施回数・受講者数

① 神奈川県警察	18回	男性96名	女性5名	計101名
② 愛知県警察	14回	男性92名	女性12名	計104名
③ 大阪府警察	31回	男性199名	女性10名	計209名
④ 愛媛県警察	12回	男性36名	女性4名	計40名
合計	75回	男性423名	女性31名	計454名

## 3 AUDIT (Alcohol Use Disorders Identification Test) の結果

○ 0～7点（危険の少ない飲酒）	137名（約30%）
○ 8～14点（危険の高い飲酒）	186名（約41%）
○ 15～40点（アルコール依存症の疑い）	131名（約29%）

## 4 アンケート調査結果

受講者に対してモデル事業の検証の一環としてアンケート調査を実施した結果、以下のように一定の効果がみられる。

## (1) 講習を受けている間の飲酒量の変化

「減少」	340名	「増加」	1名	「変化なし」	93名
「不明」	7名	「断酒中」	9名		

※ 「断酒中」についてはアンケートの選択肢としていなかったが、記載した者がいたため別に計上

## (2) 新しい講習と従来の講習の比較

「今回受けた講習の方が良い」	158名
「今までの講習の方が良い」	26名
「わからない」	90名

※ その他の人は、「今までの講習を受けていないのでわからない」と回答

## (3) 自由記載

「お酒との付き合い方を見直すきっかけができた。」「ワークブックの日記を書いたことで、飲酒に対する意識が働き、飲酒を抑制する良い機会となった。」等の記載がある一方、「1か月は長い」等の記載も見られた。

## 5 今後の方針

モデル事業終了後1年間の再犯率調査を行い、その結果を踏まえ、カリキュラムを確定させて実施体制を整えた上で、平成25年度を目途に酒気帯び運転等の違反者に対する取消処分者講習（飲酒取消講習）を全国において実施する。なお、モデル事業で一定の評価が得られたことから、全国実施に先立ち、準備の整った16府県警察において飲酒取消講習の試行実施を本年6月以降に実施する。

※ 試行実施を行う16府県警察（試行実施の開始時期は府県警察によって異なる）

埼玉県警、千葉県警、神奈川県警、新潟県警、静岡県警、富山県警、石川県警、福井県警、岐阜県警、愛知県警、京都府警、大阪府警、島根県警、愛媛県警、福岡県警、鹿児島県警

## 1 自動車安全運転センター評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

## 2 評議員の任命

評議員は、交通管理、交通工学、運転者教育等交通安全について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命することとされている。

## 3 今回の任命認可

14名の評議員のうち1名が退任することから、後任として1名を選任するもの（5月12日認可（長官専決））。

○ 橋本 光男（全国知事会事務総長）

任期 平成23年5月12日から平成24年3月17日までの間

（評議員の任期は原則2年であるが、補欠の評議員については、前任者の残任期間とされている。）



**1 被害状況**（5月18日現在。以下同じ。）

死者：15,112人、行方不明者：9,066人、負傷者：5,303人

**2 警備体制**

- これまでに全ての都道府県警察から約37,900人の警察官を派遣。
- 約12,500人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約4,500人（岩手約1,400人、宮城約1,900人、福島約1,200人）

**3 主な災害警備活動****○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 4月22日の警戒区域の設定に伴い、特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 4月14日以降、福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の捜索を継続実施。
- ・ 福島県警察では、5月10日及び12日に実施された警戒区域内（川内村・葛尾村）への一時立入りに伴い、パトカー等による先導、同村内における警戒活動を実施。

**○ 被災県警察に対する支援体制の強化****・ 警察車両の管理換えによる配備**

被災県警察に対する警察車両約100台の管理換え（4月20日までに完了）に続き、第二次管理換えを実施中（26台中14台完了）。

※ 岩手：13台（うち7台完了）、宮城：1台（完了）、福島：12台（うち6台完了）

**○ 身元確認**

警察官約720人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約12,900体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約86%）。

**○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援**

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。また、悪質な流言飛語について、国民への注意喚起等を実施。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。

**○ 被災地における指定自動車教習所の復興支援の状況**

3県（岩手、宮城、福島）で、65所の指定自動車教習所が被災（うち6所は現在も休業中）。現在、全日本指定自動車教習所協会連合会が中心となって、教習車等を贈るなどの支援を実施中。

**○ 通信機能の維持・復旧のための活動**

警備部隊への職員の帯同（13人）による通信手段の確保。東北管区内の各県情報通信部において、全国から派遣された職員（38人）の応援を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討。